

国分寺市教育委員会議事録・第2－1号

会議の種類 第1回国分寺市教育委員会臨時会
会議の日時 令和6年2月2日(金) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志
委 員	武 内 彰

(説明員)

教育部長	可 児 泰 則
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	柳 功 一
学校指導課長	高 橋 美 香
学校教育担当課長	關 友 矩
社会教育課長	日 高 久 善
ふるさと文化財課長	新 出 尚 三
市史編さん担当課長	一ノ瀬 理
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	渡 邊 晃 世
書 記	山 口 徹

傍聴人 0人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として2番藤井委員、3番武内委員を指名した。

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。先週に引き続きお忙しい中、またお寒い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は教育委員会臨時会になります。よろしくお願いします。

〔議事〕

1 議案第3号 令和5年度国分寺市一般会計補正予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 現時点で、第1回定例市議会に提案を予定しています教育委員会の補正予算案については、債務負担行為が1課1件、歳入が3課9件、歳出が5課10件となります。従前どおり債務負担行為及び歳入については教育総務課で取りまとめて説明し、歳出については各担当課より説明いたします。説明終了後の質疑については、各担当課により対応いたします。

それでは、議案文の裏面、債務負担行為の補正予算案総括表を御覧ください。教育総務課の所管の案件になります。今年度着工しました2か年にわたる市立第三小学校の校舎増築工事ですが、今年度における工事の進捗状況を踏まえ、工事契約の一部変更を行う必要があるため、令和5年度分の債務負担行為の限度額を5億4,932万5,000円から3,523万円増額して5億8,455万5,000円としたいというものです。

続いて、歳入の補正予算案総括表を御覧ください。

まずは教育総務課の所管の件です。項番1の都支出金の教育費都補助金の小中学校施設整備費補助金については、交付決定のあった東京都の公立学校における遊具等の安全対策支援事業補助金の皆増であり、今年度実施した各校の固定式の遊具設備の点検委託事業に充当するものとして、補助金の13万7,000円の増額計上を行うというものです。

続いて、学校指導課の所管の案件、3件です。項番1、都支出金の教育費都補助金、学校マネジメント強化事業補助金719万7,000円の減額については、副校長補佐の配置を見込んでいた市内小・中学校4校について、結果として補助対象にならなかったことによる補助金の減額です。

項番2、都支出金の教育費都補助金、部活動指導員配置経費補助事業の補助金80万円の減額については、中学校部活動指導員の配置に関して、当初見込んだ人数よりも配置人数が少なかったことによる補助金の減額です。

項番3、都支出金の教育費委託金、教育事務事業費委託金184万6,000円の減額については、大規模校等において時間額会計年度任用職員の補正事務職員を配置しなかったことなどによる補助金の減額です。

次に、ふるさと文化財課の所管の案件5件です。

項番1、国庫支出金の教育費国庫補助金及び項番3、都支出金の教育費都補助金の、それぞれ文化財保護費補助金の国費5,001万1,000円及び都費2,500万5,000円の減額につ

いては、いずれも国の補助査定に基づく減額です。

項番2、国庫支出金の教育費国庫補助金及び項番4、都支出金の教育費都補助金の、それぞれ史跡武蔵国分寺跡公園施設費補助金の国費6,042万2,000円及び都費755万3,000円の減額、並びに項番5、市債の史跡武蔵国分寺跡公園用地買収事業債570万円の減額については、史跡武蔵国分寺跡公園の事業用地の買収に係る公有財産購入費の土地単価の減によるものです。

続いて、歳出の総括表を御覧ください。

教育総務課は3件です。

項番1、事務局費の教育委員会事務局運営に要する経費については、産育休等の代替の時間額会計年度任用職員の任用実績が当初の予定額を下回る見込みのため、これらの時間額会計年度任用職員の報酬240万円及び旅費24万3,000円について、それぞれ減額をしたいというものです。

次に、項番2の学校管理費の小学校の運営に要する経費及び項番3の同じく学校管理費中学校の運営に要する経費については、小・中学校所属の学校事務職員の時間額会計年度任用職員の任用実績が当初の予算を下回る見込みであり、小学校の時間額会計年度任用職員の報酬205万7,000円、旅費が9万円及び中学校の時間額会計年度任用職員の報酬94万7,000円、旅費22万円、これらについてそれぞれ減額をしたいというものです。

学校指導課長 学校指導課の項番1、教育指導費の教育研究指導事業費について、120万円の減額をしたいものです。新型コロナウイルス感染症については、5月に5類に引き下げられましたが、今年度はインフルエンザが大流行して、部活動の縮小があったこと、また、条件の不一致等で学校が必要とする指導員の配置が進まなかったこと等による部活動指導員の報酬の減額となります。

項番2、教育指導費の東京都教育委員会の事務処理の特例条例に基づく事務事業費において、184万6,000円の減額をしたいというものです。これは大規模校に補正する規模補正事務職員ですが、市内の第二小学校において適任者がおらず、配置しなかったこと等による報酬や旅費の減額となります。

項番3、教育指導費の学校マネジメント強化事業費について、719万7,000円の減額をしたいというものです。先ほど説明もありましたが、副校長の負担軽減のため、市内全校に副校長補佐の配置を申請していましたが、新規実施校として予定した第二小学校、第四小学校、第三中学校及び第五中学校が補助対象として認められず、不用額が発生したことによる報酬及び旅費の減額補正となっています。

社会教育課長 社会教育課の項番1、ひかりプラザ管理費のひかりプラザの維持管理に要する経費、備品購入費159万円の減額については、ひかりプラザ内トライルールのエアコン等の設置をするための備品購入費で、令和5年度当初予算よりも安価に購入することができたことから、その差額を減額するものです。

ふるさと文化財課長 項番1、史跡武蔵国分寺跡公園公園施設費の史跡保存整備に要する経費について、工事請負費4,784万7,000円の減額をしたいというものです。こちらは、今年度実施している僧寺・南門地区の整備工事について、入札により契約金額が当初予算で想定していた額よりも下がったことにより、その差額を補正するものです。

項番2、史跡武蔵国分寺跡公園公園施設費の史跡武蔵国分寺跡公園用地買収に要する経費について、7,406万1,000円の減額をしたいというものです。こちらは、今年度予定していた2件の用地買収について金額が確定しました。その差額を補正するものです。理由

は、土地単価の減額、それから土地面積が若干減ったことによります。

公民館課長兼本多公民館長 公民館課予算では、社会教育費、公民館費の公民館の施設維持管理に要する経費です。こちらは850万円の減額をしたいというものです。内容としては、1つは、時間額会計年度任用職員の通勤形態等に応じた旅費について、当初予算との差額が出たというところと、電気料金が国による電気料金軽減措置により毎月燃料調整費が入り、その年度当初との差額が生じた分の減額になります。

教育総務課長 説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 3ページ歳出部分の学校指導課の部活動指導員の報酬減の部分についてですが、具体的に、1件なのか、あるいは複数件なのか。どこの中学で、何部でと具体的なお話をここで伺いすることは可能でしょうか。

学校指導課長 理由として挙げました感染症の影響という部分が全中学校に関わって一番大きい理由であったかと思えます。また、条件の不一致等という具体例としては、とある中学校のバスケットボール部で、教えに来る学生が曜日が合わなかったということを1件聞いています。また、野球部においては、連絡があり、ぜひ野球部の指導を行いたいという人材がいましたが、学校としては人的に充足していて、そこは不一致であったという話を伺っています。

藤井委員 では、報酬面で条件が合わないというよりは、指導の面でのというお話だったのですね。

学校指導課長 勤務の条件面です。

辻委員 ただいまのお話に関連してですが、曜日が合わなくて来ていただけないというのは大変残念だと思うのですが、この点は、より幅広い大学にお声をかけて、いろいろな方をお願いすれば、なかには曜日の合う方が増えるのではないかと単純に思うのですが、今はどのような大学や、どういうところに声をかけているのかを教えてください。

学校指導課長 申込み等については、まずは学校が探すということになっていまして、そのほか必要に応じて、連携を結びました東京女子体育大学、また、東京学芸大学には、事務局を通じて募集についてお知らせをしています。

辻委員 東京学芸大学と東京女子体育大学のほかにも広げていくことを考えていただいて、できるだけ多くの学生さんに機会を持っていただけるとよいと思いお尋ねしました。

教育長 御要望として承ります。

学校指導課長 検討していきたいと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

2 議案第4号 令和6年度国分寺市一般会計予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 教育委員会の次年度の一般会計の当初予算について、議案文の裏面から順番に、1ページ目の課別の予算総括表、2ページ目の新規設定の債務負担行為、3ページ

目からの歳入、6 ページ目からの歳出の各総括表として、10 ページ目の職員人件費、11 ページ目からの政策的経費事業について、それぞれその概要を取りまとめてお示しをしています。昨年同時期の教育委員会臨時会と同様、歳出を除く各項目については、私の方で一括説明して、歳出については各担当課から説明します。説明後の質疑については、該当する各課から個別にお答えするという形で進めたいと思います。

令和6年度の当初予算案の編成に当たり、市の予算編成方針に基づき、事務事業の目的と費用対効果を再検証して、職員一人ひとりが経営的視点を持ちながら、次年度に資することが必要不可欠な事業について、真に必要な経費の計上を行っています。

また、次年度は西国分寺駅南口で建設中の新庁舎が完成する予定であり、教育委員会の各課においても、新庁舎への執務室移転が見込まれています。これに伴う教育委員会所管の各経費についても漏れなく計上しています。今回お示ししていますこれらの教育委員会の令和6年度当初予算案については、市長より令和6年第1回定例市議会に提案してまいります。

1 ページ目を御覧ください。総括表になります。3 ページ目から5 ページ目までの歳入予算と、6 ページ目から9 ページ目までの歳出予算をまとめたものです。

令和6年度の歳入ですが、教育部全体で24億2,861万3,000円を見込んでいます。令和5年度と比較しますと4億5,854万円の増額となっています。歳出については72億9,960万9,000円となり、令和5年度と比較しますと10億6,198万3,000円の増額となります。

2 ページ目を御覧ください。こちらは、新たに設定した債務負担行為の総括表です。教育総務課が11件、学務課3件、ふるさと文化財課2件、公民館課2件の計18件です。各課の個別の内容については、記載内容を御覧いただきたいと思います。この中で一番大きな限度額設定を行っている事業については、教育総務課の項番2、次世代教育システム導入・運用保守委託事業で、限度額が57億2,813万7,000円、期間は令和6年度から令和12年度までということです。当該委託事業については、現行の第1期のGIGAスクール構想に基づく市立学校のICT学習環境が令和7年度末で終了することに伴い、令和8年度からの新たな第2期GIGAスクールシステム環境の構築・整備、あるいは教員が学習指導等で使用する教育系システムの新たな構築・整備を行うための債務負担行為の限度額設定です。

3 ページを御覧ください。歳入の総括表です。冒頭でも申し上げましたが、歳入については私から説明をさせていただき、歳出については各担当課から、主なものや大きく変化があった事業などについて説明させていただきます。

歳入ですが、全7課あり、前年度に比べ、全て増額となっています。その増額要因を中心に説明いたします。

教育総務課です。令和6年度の合計見込額は11億3,553万円です。令和5年度との比較では2億6,108万円の増額となっています。

項番2、公立学校施設整備負担金ですが、こちらは1億2,304万4,000円の増額になります。本負担金の対象事業は第三、第十小学校の校舎増築工事ですが、令和5年度の工事規模に比べ、令和6年度分の工事規模が大きくなることに伴う負担金の増です。

続いて、項番4の学校施設環境改善交付金6,106万1,000円の増額については、当該交付金の対象工事件数が2件から5件に増えたことによる増額です。

項番9からは市債について記載しています。令和6年度に工事事業を予定している案件

については、令和6年度計上額の欄にそれぞれの金額を記載しています。御確認ください。
令和5年度との比較では8,920万円の増額となっています。項番9、11及び12の記載については、細節欄のとおり校舎の改修に充てるもので、項番13、14、16及び18の市債は、法改正に伴い35人学級実施のための増築棟の整備に充てるものです。

続いて学務課です。令和6年度の合計見込額は4億8,664万円です。令和5年度との比較では219万2,000円の増額となっています。

主な増額要因として、項番6の小学校給食材料費負担金、こちらが201万3,000円の増額となっています。小学校の児童数の増に伴うものです。

続いて学校指導課です。令和6年度の合計見込額は1億1,582万2,000円です。令和5年度との比較では1,691万9,000円の増額となっています。

主な増額要因として、項番1のスクールソーシャルワーカー活用事業補助金の386万1,000円の増額です。こちらは東京都による当該補助事業の強化により補助対象人数が増になったことによるものです。

項番5の校内別室指導支援員配置事業補助金1,503万6,000円の皆増ですが、こちらは令和5年度途中で当該支援員配置事業の実施校が決定し、補正対応をいたしました。さらに令和6年度に新規の実施校の増を見込むというものです。

項番8のスクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助費167万6,000円の増額ですが、こちらは人件費の補助上限単価の増に伴うもので、これらが主な増額要因です。

続いて社会教育課です。令和6年度の合計見込額は1,647万3,000円です。令和5年度との比較では168万円の増額となっています。主な増額要因としては項番4の放課後子供教室推進事業費補助金152万2,000円の増額ですが、こちらは対象事業費の増に伴うものです。

次に5ページをお願いします。ふるさと文化財課です。令和6年度の合計見込額は6億6,998万2,000円です。令和5年度との比較では1億7,654万4,000円の増額となっています。主な増額要因は3点です。

1点目は史跡地の整備工事ですが、今年度から本格実施をしている僧寺・南門地区の整備工事の規模の増に伴い、項番6の国庫補助金が5,032万4,000円の増、項番10の同事業の都補助金が2,516万2,000円の増及び令和6年度より計上する項番16の市債、こちらが4,840万円の皆増によるものです。

2点目の要因ですが、用地買収について、次年度は買収予定地の土地単価が今年度の買収値よりも高いことを見込んでいて、項番8の国庫補助金が1,914万6,000円の増、項番11の都補助金が239万3,000円の増及び項番17の市債が180万円の増をそれぞれ見込んでいるものです。

3点目の要因ですが、全庁的事業である総合型GISに発掘調査情報を掲載する委託事業に充当します項番5の国庫補助金が1,936万9,000円の増、項番9の都補助金が968万4,000円の増をそれぞれ見込んでいるというものです。

続いて公民館課です。令和6年度の合計見込額は405万1,000円です。令和5年度との比較では、12万1,000円の増額となっています。増額要因については、項番4の家庭教育支援基盤形成事業補助金の増額によるものですが、こちらは、補助金の充当事業において、保育者報酬の時間額会計年度任用職員の時間単価が増額になることに伴うものです。

最後に図書館課です。令和6年度の合計見込額は11万5,000円です。令和5年度との比較では4,000円の増額となっています。この増額要因としては、図書館利用者のコピーサ

ービスの利用状況を踏まえ、コピーサービスの料金の増額を見込んでいるというものです。

それでは歳出に移りたいと思います。まずは10ページを御覧ください。令和6年度の職員人件費その他です。職員人件費の所管は総務部の職員課ですが、ごく簡単に触れておきたいと思います。令和6年度の人件費については、15億3,319万5,000円です。令和5年度と比較しますと、2億7,680万8,000円の増額となっています。資料の項番1から6までの共通の要因ですが、こちらは月額会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始に伴う期末勤勉手当全体の増額を見込んでいるものです。

その他の理由ですが、項番1の事務局費は、主に定年退職者の増に伴う退職手当の増額を見込んでいまして、項番4の社会教育総務費及び項番5の公民館費については、月額会計年度任用職員の人数の増に伴う増額を見込んでいます。

続いて11ページ及び12ページをお願いします。令和6年度の政策的経費事業の一覧です。こちらの新規事業について簡単に説明いたします。右側の事業概要欄にも記載がありますが、項番1は、今年度の第三小学校に続いて、第六小学校についても、外部の民間施設を活用した学校水泳指導の委託事業費を計上しています。

項番2は、2ページ目の新規の債務負担設定で説明しましたが、学校ICT環境整備事業費として、令和8年度からの次世代の教育系システムの構築に向けた準備として、ゼロ債務負担行為設定を行い、令和6年度に契約締結を予定しています。令和7年度から費用負担を見込んでいます。

続いて、項番4から項番6までは学校ICT環境整備事業ですが、項番4は学級数増に伴うシステム環境整備などの事業費として4,821万3,000円を、項番5は学習指導環境の整備として指導者用タブレット端末のバッテリー交換に伴う事業費として1,960万2,000円を、項番6は教育委員会事務局の執務室が新庁舎に移転することに伴うシステムネットワーク移設のための事業費として2,787万1,000円を、それぞれ計上しています。

項番14は、休日の中学校部活動の地域連携・地域移行に向けて検討組織を立ち上げて、課題の整理等を行うため、検討委員会の委員の謝礼等の事業費として22万5,000円を計上しています。

項番17は、市史編さん事業の実施に必要な環境整備を行うための事業費として2,478万9,000円を計上しています。

項番18は、史跡地内にあるトイレの老朽化に伴うトイレ改修のための現地の測量に係る事業費として220万円を計上しています。

項番20は、市制施行60周年記念事業として、市史編さん事業着手記念の歴史講演会の開催事業費として27万7,000円を計上しています。

項番21は、市立並木公民館図書館長寿命化改修工事のための設計事業費として709万3,000円を計上しています。

項番22は、市立本多公民館のグランドピアノ更新のための備品購入費として236万1,000円を計上しています。

項番23は、老朽化した市立光図書館の空調機の更新・修繕を行うため、事業費として895万1,000円を計上しています。

項番24は、利用頻度の高い地域資料をデジタル化して、場所や時間を問わずに利用できる電子図書館の蔵書に加えるための事業費として14万円を計上しています。

項番25は、本多図書館駅前分館の新庁舎への移転に伴い、現駅前分館の事務所の原状回復等を行うための事業費として110万3,000円を計上しています。

項番 26 は、現行の第三次子ども読書活動推進計画の計画期間が令和 6 年度末をもって終了することから、次期計画の策定に係る事業費として 25 万 7,000 円を計上しています。

項番 27 は、本多図書館駅前分館の新庁舎移転に伴う開館準備のために必要となる備品購入費として 81 万 1,000 円を計上しています。

続いて、6 ページにお戻りいただき、各課の歳出について担当課より順番に説明いたします。まずは教育総務課です。主に増減の大きいものについて説明いたします。

項番 3、教育総務課関係経費、教育委員会事務局運営に要する経費、2 億 9,148 万 1,000 円の増額については、現行の教育系システムの運用コストに係る各経費及び新たな同システムの環境整備に係る各経費の増額によるものです。

項番 5、小学校の運営に要する経費 2,783 万 8,000 円の増額については、主に市立第六小学校水泳指導の委託事業の実施による増額です。

項番 7、小学校の施設維持管理に要する経費 1 億 5,647 万 4,000 円の減額については、前年度に比べて、高額な修繕案件が少ないことによる減額です。

項番 16、小学校の施設整備に要する経費 5 億 3,921 万 3,000 円の増額については、2 か年で実施する 35 人学級対応のための増築校舎建築工事の工事規模が前年度より大きくなることなどによる増額です。

項番 19、中学校の施設維持管理に要する経費 2,113 万 1,000 円の増額については、前年度に比べて、修繕案件が多いことによる増額です。

項番 27、中学校の施設整備に要する経費 1 億 8,066 万 8,000 円の減額については、第一中学校の大規模改造工事などが完了したことによる減額です。

最後に、事業名称の欄に学校関係経費並びに小中学校の負担金・補助金及び行事に要する経費と記載されているものは、学校配当予算です。厳しい予算状況を踏まえつつ、学校に真に必要な予算については確保するなど、当課において適切な予算査定を実施した結果、最終的に小中学校総額で 474 万 8,000 円の増額計上をさせていただいています。

学務課長 学務課です。7 ページを御覧ください。歳出の増減が大きいものについて説明いたします。

項番 7 の小学校の保健衛生に要する経費 199 万 7,000 円の増は、医療的ケアが必要な児童が 1 名増えることによる看護師派遣業務委託の増額となります。

項番 8 の小学校の給食に要する経費 4,779 万 5,000 円の増については、児童数の増加と学校等を見込んだことによる賄い材料費、調理委託料の増額です。

項番 12 の中学校の給食に要する経費 1,109 万 2,000 円増も、小学校と同様の理由から増額となります。なお、給食食材費の物価高騰分に関しては、今年度も引き続き市の負担としていきます。

次に、減額については、項番 9、就学援助費と、項番 10、奨励費が対象者見込み減となることによる減となります。

学校指導課長 学校指導課です。増減の大きいものについて説明をいたします。

項番 3、教育研究指導事業費については、前年度と比べ 2,808 万 8,000 円の増となります。主な要因として、今年度行いました小学校教科用図書採択に伴う新しい指導書や教科用図書、また、教師用デジタル教科書等の購入に伴うものです。

項番 11、小学校教科担任制等推進校事業については、東京都教育委員会の 3 年間の指定を受け、研究委託費をいただいていたましたが、この事業の終了に伴う皆減となります。

項番 15、特別支援教育に要する経費については、前年度に比べ 1,335 万 1,000 円の増と

なります。本事業は東京都の補助金を活用し、市内全校に設置するサポート教室支援員の配置時間を増やし、教室以外に居場所を必要とする児童・生徒のための個別支援や必要な児童・生徒への学習支援を行うものです。

社会教育課長 社会教育課です。8ページを御覧ください。主に増減の多いものを説明いたします。

項番1、ひかりプラザ維持管理に要する経費3,681万3,000円の減額については、前年度と比較しまして、ひかりプラザ施設での修繕案件が少ないこと、また、今までは施設ごとに補修管理業務を委託しており、各所管課にて予算を計上していましたが、令和6年度から複数の公共施設の維持管理業務を包括的に委託管理することとなり、市の公共施設マネジメント課にて予算を計上することとなりました。その必要経費が減額となっています。

項番9、放課後子どもプラン国分寺に要する経費264万9,000円の増額については、主に地域コーディネーターへの謝礼の増額によるものです。

ふるさと文化財課長 昨年度と比較して大きく変更があったものについて、説明いたします。

項番1、企画費、市史編さん事業着手記念歴史講演会事業については、27万7,000円の皆増となります。令和6年度の市制施行60周年記念事業として行う市史編さん事業着手を記念した講演会に係る経費の増となります。

項番3、文化財保護費の文化財調査に要する経費は、3,901万8,000円の増となります。これは先ほど12ページの政策的経費の一覧の項番19で説明しましたが、発掘調査測量図のデジタル化が主な要因です。令和8年度稼働予定の総合型GISに発掘調査測量図を載せるため、既存データのデジタル化を委託する経費になります。

項番7、市史編さんに要する経費については、今年度補正予算にて立ち上げた事務事業ですが、令和6年度より本格指導する市史編さん事業に要する経費で、昨年度の当初予算から2,478万9,000円の皆増となります。

項番8、史跡武蔵国分寺跡公園用地買収に要する経費は、2,393万1,000円の増額となります。増額の理由は、令和6年度買収予定の土地単価が今年度よりも高いことを想定して計上したことによります。

項番9、史跡武蔵国分寺跡公園の管理に要する経費は、670万9,000円の増額となります。主な要因ですが、1点目はお鷹の道湧水園施設の老朽化に伴う修繕又は来訪者の安全確保のための修繕で250万円増。2点目は史跡地の管理を行うシルバー人材センターへの委託料が増となり、これが約180万円です。

もう1点、これは12ページの政策経費の項番18にもありますが、史跡地内の老朽化したトイレの改修に伴う現地測量の費用220万円が増となっています。

項番10、史跡保存整備に要する経費1億2,241万円の増額となります。これは本年度から本格実施している僧寺・南門地区の整備工事のうち、令和6年度はこの整備工事の中心、中核となる参道入口から伽藍中枢部に至るまでの参道の整備を行うこととなります。

公民館課長兼本多公民館長 公民館課です。令和6年度に1億9,754万3,000円を計上していますが、前年度比較で4,879万8,000円の減額となります。主な減額の要因としては、項番3の公民館の施設維持管理に要する経費になります。先ほどの議案第3号の補正予算でも説明しましたが、水道光熱費と時間額会計年度任用職員の旅費について、実績に基づき積算をしたところ、前年度から比較をしての減となります。また、施設修繕費は、令和5年度で対応した分をマイナスとしておりまして、主に減額の大きな要因となっています。

図書館課長兼本多図書館長 図書館課予算の主な増減について説明します。

項番 1、図書館運営協議会に要する経費 9 万 6,000 円の増額については、令和 6 年度図書館運営協議会委員の改選に伴う視察の実施及び協議会回数の増によるものです。

項番 2、図書館運営関係経費 108 万 8,000 円の増については、令和 7 年からの図書館分館移転に伴う体制整備、また、政策的経費は地域資料デジタル化経費によるものです。

項番 3、子ども読書活動推進等関係経費 29 万 8,000 円の増については、特別な配慮を必要とする子どもを対象としたアクセシブルな利用しやすい本のコーナー、りんごの棚の設置と政策的経費、第四次子ども読書活動推進計画策定に係る経費によるものです。

項番 4、図書館の施設維持管理に要する経費 190 万 2,000 円の増については、本多図書館の床の老朽化に伴う修繕と政策的経費の本多図書館駅前分館の新庁舎移転及び新庁舎での設置等による経費によるものです。

教育総務課長 御審議のほどよろしくをお願いします。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 資料 3 ページ、学務課の項番 1、要保護児童生徒就学援助費補助金の部分が、令和 5 年度は計上が 0 から、令和 6 年度になり、18 万円の皆増になっていますが、これは何か見込みがあつてのものか、お答えできる範囲で具体的にお伺いできればと思います。

学務課長 こちらに関しては、就学援助費ですので、生活困窮の方が対象になります。実際、生活保護の方の卒業アルバム代や中学校の修学旅行費の補助ということになります。例年、把握をしながら計上しているのですが、たまたま令和 5 年度は対象者がいませんでした。令和 6 年度は対象者がいて、補助の見込みがありますので、その金額を計上しています。

教育長 中学校の修学旅行費が対象になっていると。

学務課長 そういうことです。

藤井委員 ということは、数名分が対象ということですか。

学務課長 そうです。数名対象者がいるということです。

藤井委員 わかりました。

辻委員 7 ページの学校指導課の項番 15 について伺います。特別支援教育に要する経費として市内全校のサポート教室の支援員の数を増やすことという御説明がありましたが、具体的にどの程度増えるのか。また、増えることによって通っている児童・生徒にどんなメリットがあるか、教えていただければと思います。

学校指導課長 特別支援教育に要する経費のサポート教室の支援員の配置増ですが、具体的な配置時間は、令和 5 年度当初と令和 6 年度当初を比較しますと、中学校には週 16 時間だったものを週 40 時間、小学校は令和 5 年度は週 8 時間でしたが、令和 6 年度、大規模校及びモデル校として第六小学校については週 24 時間、そして、その他の小学校も週 16 時間という形でサポート教室支援員の配置時間を増やしていきます。これを通して、今般、全都的にも、また、全国的にも課題となっています不登校の児童・生徒たちへのきめ細やかな対応、また、そもそも本市のサポート教室、学習の個別の支援も行えることになっていますので、こうした児童・生徒へのサポートが拡充されると考えています。

辻委員 今伺いまして、かなり大幅な増で期待ができ、大変よいことだと思いました。特に中学校は、週 40 時間となると、いわゆるフルタイムで稼働するという形になると思いますので、学校の中でサポート教室が特別な場所ではなくて、常にある、行ける場所だと認

知されていくことで、学校の中での居場所が少しでも増えて、学校に行きやすい生徒さんが出てくれるといいと思っています。ぜひ活用していただければと思います。

教育長 教育費だけを考えると、大幅増というような提案になるかと思います。よろしく願いいたします。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

教育長 議案第5号「令和6年度市立小中学校校長の異動について」及び議案第6号「令和6年度市立小中学校副校長の異動について」は、国分寺市教育委員会会議規則第7条に規定する人事に関する案件のため、秘密会で審議を行いたいと思います。

秘密会開催には、国分寺市教育委員会会議規則第7条の規定により、出席委員の3分の2以上の議決を要しますので、皆様にお諮りいたします。いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 全員賛成をもって秘密会の開催は可決されました。

国分寺市教育委員会会議規則第8条の規定により、関係者以外の方は退出をお願いします。なお、事務局は退出される方々の誘導をお願いします。

—秘密会—（午前10時23分～午前10時38分）

5 議案第7号 国分寺市立図書館条例の一部を改正する条例について＜教育長提出＞ (議案の内容と説明)

新庁舎開庁に伴い、本多図書館駅前分館を移転し、新庁舎に図書館分館を設置するため、必要がある。

図書館課長兼本多図書館長 改正点は2点ございます。

1点目、現行の駅前分館に関する規定を削除し、新たな分館の規定を追加いたします。

2点目、臨時休館日を新たに設けました。他の公立の施設の休館日の規定については、おおむね臨時休館の規定があることから、本条例についてもそれにならい、整理をしたというものです。

それでは、お手元の新旧対照表を御覧ください。変更点について説明いたします。

第2条、名称及び位置について、裏面に別表があるので御覧ください。第4条関係、開館時間の休館日を整理したことで別表2が追加となったことから、改正後は「別表第1」とし、「駅前分館」の記載を削除し、新庁舎設置の分館の名称を「本多図書館市役所分館」とし、併せて位置を新庁舎の住所に修正いたします。

続いて、現行の第4条の休館日と第5条の開館時間の規定を整理いたしました。市役所分館を追加した上で、第4条を開館時間及び休館日としてまとめ、資料裏面の別表2を新たに加えて整理をしています。別表2については、各図書館各館の開館時間と休館日の記載に整えています。本多図書館市役所分館については開館時間8時半から5時まで、休館日については休日と年末年始、特別整理日と規定をしています。

表面、第4条第2項の開館時間及び休館日の第2号の規定です。臨時休館の記載を追加しています。臨時休館の記載の追加の理由については、先ほど申し上げたとおりです。そのため第5条が削除されて、第6条を第5条とし、7条から9条までを1条ずつ繰り上げ

ています。

本条例施行期日については、国分寺市市役所位置変更に関する条例施行の日から施行する予定です。

(意見・質疑の要旨)

辻委員 この条例の改正自体は賛成ですが、開館時間について伺います。本多図書館が他館よりは長くなっていることは承知していますが、光図書館も午後7時までということで2時間長くなっています。これはどういう経緯で設定されたのでしょうか。

図書館課長兼本多図書館長 市民の方の利便性を図るということで、市内を東と西で分けて、その拠点となるところについて、開館時間を延長したということです。

辻委員 わかりました。以前の定例会でも図書館福袋を実施した際に中学生の利用が伸び悩んで残念だったという話がありました。その際も申し上げましたが、5時までというとなかなか学校帰りに寄るとか、大人でも仕事が終わった後に立ち寄るということは難しいかと思いますので、開館時間については、今後も柔軟に検討していただけたらよいと思います。電子図書館も整備されましたし、趣味や娯楽が多様化している現代にあっては、開館時間を延長すれば、それに比例して利用者が増えるのかという点も、単純には見通せないところもあるかと思いますので、その辺は調査などをしていただいた上で、より利用者が増えるようなことは引き続き考えていっていただければいいかと思いました。

図書館課長兼本多図書館長 市民への図書サービスの充実ということで、開館時間の延長について意見を頂戴いただき、図書館課として受け止めさせていただきたいと思います。

教育長 市民ニーズと現状を踏まえながら今後考えていけたらと思いますし、併せて恋ヶ窪図書館などについては、現庁舎用地への移転等も想定をされるので、その利便性なども踏まえた上で今後考えていきたいと思っています。

また、今回設置させていただきます市役所分館については、休館日を休日とさせていただきます。このことによって市民の利便性も非常に高まるのかと思っています。御理解、御協力どうぞよろしくお願いいたします。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

〔協議〕

な し

〔報告〕

な し

〔その他〕

な し

〔閉会〕

午前10時46分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

2 番

藤井健志

3 番

武内 彰

調製職員

廣瀬喜朗

保谷裕子